

懲戒手続に付したことの公表

2026年（令和8年）3月23日

和歌山弁護士会
会長 岡 正 人

和歌山弁護士会（以下「本会」という。）は、本会所属の矢田裕己会員（以下「対象会員」という。）に対し、弁護士法第56条1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行があると思料し、同法第58条2項の規定により綱紀委員会に事案の調査を求めたことを、懲戒手続に付されたことの公表に関する会規（会規第22号）第2条2項に基づき、以下のとおり、公表する。

第1 対象弁護士

- 1 氏名 矢田 裕己（登録番号：46398）
- 2 事務所所在地及び事務所の名称
和歌山市十番丁93 第2MYビル4-A
矢田法律事務所

第2 調査請求をしたこと及びその理由の要旨

下記1及び2の懲戒事由が存在すると疑われる理由があるとして、当会において和歌山弁護士会綱紀委員会に対して調査の請求を行った。

- 1 対象弁護士は、令和元年に和歌山家庭裁判所からA（以下「被保佐人」という）の保佐人として選任され、預貯金の管理を行ってきた者であるが、令和7年1月30日から同年6月23日の間に、被保佐人名義の口座から7回にわたり合計3968万円を出金ないし自己名義口座に振込送金し、自己の用途にあてるため、これらを着服して横領し、
- 2 令和7年5月に被保佐人が死亡し、速やかに相続人に財産等を引き継ぐ義務を負っていたにもかかわらず、元保佐人としての立場を利用して、精算費用名目で金員を詐取しようとして企て、令和7年8月20日、被保佐人の相続人であるBに対し、真実は被保佐人の引継事務に精算費用を準備する必要はなく、自己の投資資金に充てるつもりであるのにその情を秘し、電子メールで、「現在、A様の資産を引き継ぐ準備をしています。（中略）私が手続に行く間がありません。誠に申し訳ないのですが、後に精算しますので、以下に当面の精算に使う費用として300万～500万ほど振込くださいますよう

お願いします」と送信するなど虚偽の事実を申し向け、対象弁護士名義の銀行預金口座に振り込むよう指示し、Bをして、その旨誤信させ、令和7年8月21日、対象弁護士が指定した自己名義口座に400万円を振込送金させて、これを詐取したものである。

第3 調査請求をした日
令和8年3月23日

第4 対象弁護士の意見陳述の有無及び内容
上記第2の事由について、対象会委員に意見陳述の機会を付与したところ、いずれの事由も認め、事前公表についてもやむを得ないとの回答であった。

以 上